

新 潟 市

中央

農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山潟地区・大形地区・曾野木地区・両川地区
大江山地区・亀田地区・横越地区



※収穫まぢかの藤五郎梅

新会長挨拶



新潟市中央農業委員会
会長 虎澤 栄三

本年四月二日の市長召集総会にて、会長職の指名を受けました虎澤栄三でございます。

日本の農業は、平成に引き続き益々厳しさを増しております。アメリカをはじめ諸外国による農産品の関税率削減要請、農業従事者の高齢化と後継者の減少、耕作放棄地の発生など多くの問題があります。解決には、耕作放棄地を農地として有効活用し、引き続き農業を担う人たちの農業経営を容易にすることが最重要課題です。そのための活動としてまさに農業委員会は、農業者のための大切な組織となりうるものと認識しております。農業者の声を反映し、よりよい農業環境を整備するために皆様のご協力とご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

農地利用最適化推進委員を紹介します!!

横越地区



鈴木 金一
【農地部会】



農政振興部会長
別所 正幸
【農政振興部会】

亀田地区



農地部会長職務代理者
坂井 雄一
【農地部会】



会 長
虎澤 栄三

農業委員の方

両川地区



谷澤 康雄
【農政振興部会】



田中 さとみ
【農政振興部会】

横越地区



神田 和博
【農地部会】



塚原 幸夫
【農地部会】



石塚 絹代
【農地部会】

鳥屋野地区



小戸田 修子
【農政振興部会】



会長職務代理者
山岸 信一

曾野木地区



内藤 浩一
【農政振興部会】



農地部会長
鈴木 健二
【農地部会】

両川地区



小熊 義信
【農地部会】

大形地区



成田 誠一
【農地部会】

大江山地区



石山 和徳
【農地部会】

石山地区



仁多見 繁隆
【農地部会】



渡邊 芳枝
【農地部会】



農政振興部会長職務代理者
齋藤 茂博
【農政振興部会】

中央農業委員会の令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画

新たな農地制度の普及・定着と目に見える農業委員会活動を推進するため、農業委員会では活動計画の策定などの目標づくりとその点検・評価を行っています。令和年度の目標とその達成に向けた活動計画を次のとおり作成しました。

○担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,479 ha	2,715 ha	60.62 %
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加しているため、担い手への農地集積を進めなければならないが、農業従事者の減少により新たな担い手の育成確保が課題となる。今後は地域の実情に応じた「人・農地プラン」を推進するとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化、併せて担い手の育成確保に取り組む必要がある。		
令和元年度の目標	集積面積 3,135 ha (うち新規集積面積 120 ha) 目標設定の考え方: 新潟市農業構想の担い手への農地集積率 85%(令和4年度)		
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・市策定の「人・農地プラン」に基づき、地域での農業者等の話合いの調整・推進を農業委員と農地利用最適化推進委員が市と役割分担するとともに、関係団体等と連携し実施する。(通年) ・農地中間管理事業の活用や農業経営基盤強化促進法による利用権設定等により、担い手への農地の集積・集約を進める。(通年) ・「農業委員会だより」により制度等を周知する。 		

○新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	1 経営体	3 経営体	4 経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.8 ha	1.6 ha	2.47 ha
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加していることから、担い手の育成が喫緊の課題である。関係機関との連携や地域に根ざした担い手対策を進めていく必要がある。また、新規就農者の農地確保のため、情報提供などの支援を行うことも重要な活動である。		
参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1 ha
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入に関する窓口として、市と連携し、各種補助制度等に関する情報の他、主に農地に関する情報を提供する。(通年) ・青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地の農地所有者との架け橋となるなどの支援活動を行う。(通年) 		

○遊休農地に関する措置

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,479ha	0.53 ha	0.01 %
課 題	小面積など耕作条件が困難な農地が分散していることから遊休農地となっている。農地中間管理事業を活用した貸借も、借人を確保することが困難となってきていることから、遊休農地解消に苦慮している。また、農業従事者の高齢化や、非農家が相続した農地の増加などに伴い、遊休農地の拡大が今後懸念されることから、農地パトロールを活用した遊休農地の未然防止対策を積極的に実施していく。		
令和元年度の目標	遊休農地の解消面積 0.4 ha 目標設定の考え方: 管内農地面積の1%以下の維持		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	38人	6月～11月	7月～11月
	調査方法	1万分の1の地形図を基に管内を農業委員及び農地利用最適化推進委員数で区域割りし、担当区域内全ての農地を対象に利用状況調査を実施する。また、遊休化している農地や農地以外の目的に供している農地等、調査内容を図面に記録してもらい、それを基に事務局員が詳細な調査を実施する。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月	11月～12月	

○違反転用への適正な対応

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,479ha	3.24ha
課 題	違反転用地のほとんどが農用地区域内であり、原状回復以外に解決の道がないこと。	
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だよりで農地の有効活用・違反転用防止の啓発を2回行う。 ・7月・11月に予定の農地パトロールで違反転用の現地確認を行い、口頭・文書指導、あるいは農地部会委員で構成する調査委員会に違反者を呼び出して、是正指導を行う。また、11月に指導後の現地を再度確認し、対応策を検討する。 	

夫婦で農業者年金に加入して 安心して豊かな老後生活を

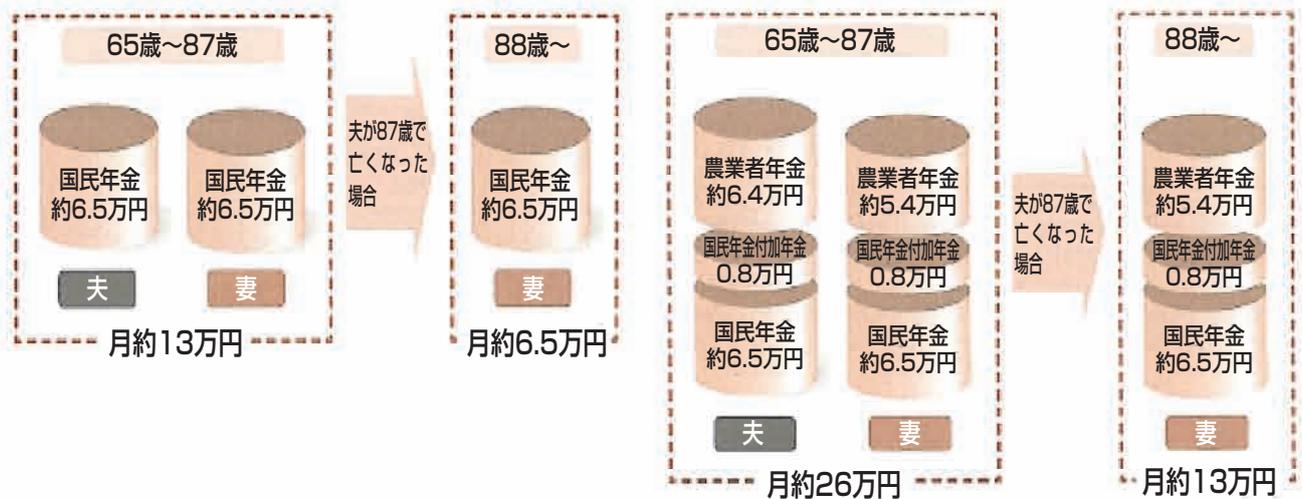


65歳の農業者年金受給者の平均寿命

男性 87歳、女性 92歳、あなたの老後はたいじょうぶ？

夫婦ともに 20歳から国民年金のみ 40年間
加入した場合

夫婦ともに 20歳から国民年金と農業者年金に
40年間（掛金 2万円）加入した場合



加入条件

- ・ 60歳未満の国民年金の1号被保険者で、農業に年間60日以上従事している方。

保険料

- ・ 保険料額は、月額2万円~6万7千円の間を千円刻みで自由に設定できます。
- ・ 保険料額は、経営状況によりいつでも自由に変更(増減)することができます。
- ・ 国民年金付加年金は、農業者年金にセットされた年金で保険料の月額が400円です。
- ・ 納めた保険料は、全額社会保険料として所得から控除される優遇措置が受けられます。
- ・ 終身保険です。80歳未満の死亡については保障制度があります。
- ・ 一定要件に該当すれば保険料の国庫補助制度が受けられます。

※詳細は農業委員会事務局または最寄りのJAにお問い合わせください。



を読みませんか？

- ◎農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ◎毎週金曜日発行
- ◎購読料 1か月 700円



※購読申込み先

農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局農政振興係へ

中央農業委員会の新しい農業委員

横越地区



佐藤 勝利
【農政振興部会】



阿部 嘉寿一
【農地部会】



新保 孝修
【農地部会】



土橋 和範
【農政振興部会】

農地利用最適化
推進委員の方

両川地区



島津 吉博
【農政振興部会】



佐藤 弘典
【農地部会】



残間 誠
【農政振興部会】



齋藤 実
【農政振興部会】



宇野 由弘
【農政振興部会】

横越地区

山潟地区



増子 修平
【農地部会】



五十嵐 保雄
【農政振興部会】



大坂 豊
【農地部会】



石垣 豊
【農政振興部会】



小林 信夫
【農地部会】

鳥屋野地区

曾野木地区

大形地区



羽田 良夫
【農政振興部会】



平 栄
【農地部会】



佐藤 登
【農政振興部会】



媚山 政治
【農政振興部会】

大江山地区

石山地区



上野 喜代一
【農政振興部会】

農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施について

農地法の規定により毎年市内全域の農地を対象として、利用状況調査を実施します。遊休農地である場合は、その土地の所有者や耕作者に対して、農地の適正管理をするよう指導を行います。令和元年度の農地の利用状況調査を、下記のとおり実施いたします。

※遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
- ② 周辺の農地と比べて低利用となっている農地。

- 1 調査対象：管内（東区・中央区・江南区）
- 2 調査期間：令和元年6月から
令和元年11月まで
- 3 調査方法：農業委員等が農地を見回り、遊休化しているか否かの調査を実施します。各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともありますので、ご理解とご協力をお願いします。



農地の相続・農地利用について相談ください

農業委員・農地利用最適化推進委員・中央農業委員会事務局で、以下の内容について相談を承ります。



- 農地を相続した場合の管理について
- 自ら耕作できないなどの農地利用について
 - ※農地を遊休地にする前に相談してください。
 - 一旦遊休地化してしまいますと、その後の利活用が不利になってしまうことがあります。
- その他

.....農地の賃借・売買等は農業委員会で.....

農地法に基づく申請・届出締切日（7月～9月）

許可申請は1回、届出は3回受付いたします。

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
7月	10日	5日	8月	9日	5日	9月	6日	5日
		16日			14日			13日
		24日			22日			25日

※農地の賃借等を希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。